

本件につきましては、2017年7月5日に公示いたしましたが、応募がなかったため再公示するものです。

番 号： 170423

国 名： トルコ

担当部署：人間開発部 保健第一グループ保健第一チーム

件 名：（科学技術協力）トルコにおける顧みられない熱帯病、特に節足動物媒介性感染症制御に向けたワンヘルス的展開プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

#### 1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：評価分析

(2) 格 付：3~4号

(3) 業務の種類：調査団参団

#### 2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2017年8月下旬から2017年10月上旬まで

(2) 業務M/M：国内 0.60M/M、現地 0.43M/M、合計 1.03M/M

(3) 業務日数： 準備期間 現地業務期間 整理期間

7日 13日 5日

#### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数 1部

(2) 見積書提出部数： 1部

(3) 提出期限：2017年8月9日(12時まで)

(4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）  
(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

(5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月25日（金）までに個別に通知します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等

- |                  |     |
|------------------|-----|
| ①業務実施の基本方針       | 8 点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制等 | 2 点 |

(2) 業務従事予定者の経験能力等

- |                   |       |
|-------------------|-------|
| ①類似業務の経験          | 4 5 点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 9 点   |
| ③語学力              | 1 8 点 |

#### ④その他学位、資格等

18点  
(計100点)

類似業務 :	各種評価調査
対象国／類似地域 :	トルコ／全途上国
語学の種類 :	英語

#### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等 : なし
- (2) 必要予防接種 : なし

#### 6. 業務の背景

リーシュマニア症は、WHOの定める顧みられない熱帯病（Neglected Tropical Diseases。以下「NTDs」という。）に位置付けられ、リーシュマニア原虫に感染した雌のサチョウバエにより伝播されることで感染する、節足動物媒介感染症（Vector Born Diseases。以下「VBDs」という。）である。リーシュマニア症は、世界中で毎年約130万人が新規に感染し、約3万人が死亡している。西ナイル熱は、西ナイルウイルスに感染したイエカなどにより伝播されることで感染するVBDsであり、NTDsの一種として位置付けられている。同疾患は、1937年にウガンダで確認されて以降、世界各国で感染者が報告されている。

トルコ共和国（以下「トルコ」という。）では、リーシュマニア症の主な病態として、内蔵型リーシュマニア症、皮膚型リーシュマニア症の流行が確認されている。特に皮膚型リーシュマニア症の新規感染者数は、2,237名（2010年）から3,977名（2014年）と増加傾向にある。西ナイル熱は、2010年に初めて感染者が確認されて以降、現在も感染者が報告されている。トルコ保健省は、感染者の早期診断と治療を行う目的で感染症診断・治療ガイドラインを2003年に制定し、運用している。しかし、感染の発生状況の調査・集計体制が形成段階であり、国内での伝播サイクルを解明するための公的データがほとんど存在しないため、効果的な感染予防対策が実施されていない。加えて、人獣共通感染症であるリーシュマニア症及び西ナイル熱の感染者を減少させるためには、サチョウバエやイエカなどのベクター対策は勿論のこと、人間以外の犬、馬などのリザーバー対策も極めて重要であり、ワンヘルス・アプローチ<sup>1</sup>が必要となっている。

以上の状況を踏まえ、トルコでのリーシュマニア症及び西ナイル熱の予防体制を強化するために、サーベイランスシステムの確立、新規診断技術の開発、ベクター及びリザーバー制御技術の開発が課題とされている。

このような背景を踏まえ、トルコ政府から日本政府に対し、地球規模課題対応型国際科学技術協力（SATREPS）「トルコにおける顧みられない熱帯病、特に節足動物媒介感染症制御に向けたワンヘルス的展開」プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）が要請された。今回実施する詳細計画策定調査は、本プロジェクトに係る計画枠組み及び実施体制等を整理した上で、社会実装への取り組みも含めたプロジェクト

<sup>1</sup> ワンヘルス・アプローチとは、「人、動物、環境の複雑な疫学構図で起きる感染症等の発生に、人の衛生、動物の衛生、環境の保全に関与する関係者が連携、共同して対応」するアプローチを指す。

トの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M）締結を行うとともに、必要な情報を収集・分析し、事前評価を行うことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、調査団の一員として、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続き、並びにSATREPSの趣旨・目的・制度を十分に把握の上、調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し分析するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的な担当事項は次のとおりとする。

### （1）国内準備期間（2017年8月下旬～9月上旬）

- ①要請内容・背景を把握する（関連報告書等の資料、情報の収集・分析）。
- ②上記を踏まえ、調査計画・方針（案）を検討する。
- ③PDM・P0（案）（英文・和文）及び事業事前評価表（案）（和文）を検討する。
- ④我が国の研究実施機関へのヒアリングを行い、資料・情報の整理、分析を行う。
- ⑤他ドナーが実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ⑥トルコ側関係機関、他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ⑦調査団打合せ、対処方針会議等に出席する。

### （2）現地派遣期間（2017年9月中旬～9月下旬）

- ①JICAトルコ事務所等との打合せに参加する。
- ②トルコ関係機関との協議及び現地調査に参加する。
- ③本調査の趣旨・実施方法について、トルコ側に説明を行う。
- ④事前にJICAトルコ事務所を通じてトルコ側関係機関に配布した質問票を回収・分析するとともに、以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
  - ア) トルコの開発計画における本プロジェクトの位置づけ
  - イ) VBDsにおける研究・開発動向とその成果の社会実装への取り組み
  - ウ) トルコ側の業務実施体制（組織・予算・人員等）
  - エ) 他ドナー・機関の援助動向
  - オ) トルコにおける感染症のサーベイランス体制
- ⑤調査団及びトルコ側と協議の上、PDM（案）（和文、英文）、P0（案）（和文、英文）、M/M（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑥トルコ側との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑦評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）の作成に協力する。
- ⑧担当分野に係る現地調査結果をJICAトルコ事務所等に報告する。

### （3）帰国後整理期間（2017年9月下旬～10月上旬）

- ①事業事前評価表（案）（和文・英文）の作成に協力する。
- ②帰国報告会に出席し担当分野に係る報告を行う。
- ③担当分野に係る詳細計画策定報告書（案）（和文）を作成し、全体の取りまとめに協力する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- (2) 事業事前評価表（案）（和文・英文）

上記（1）～（2）については電子データをもって提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積を計上して下さい）。

航空経路は、日本ーアンカラー日本を標準とします。

## 10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境

### ①現地業務日程

現地派遣期間は2017年9月11日～9月23日を予定していますが、日程が多少前後する可能性があります。本業務従事者は、JICAの調査団員と同時に現地調査の実施を予定しています。

### ②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 研究総括（東京大学）
- エ) 評価分析（コンサルタント）

### ③便宜供与内容

JICAトルコ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿泊手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等と同乗することとなります。）
- エ) 通訳傭上：日本語↔トルコ語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ：現地ヒアリング調査のアポイントメントの取り付け
- カ) 執務スペースの提供：なし

- (2) 参考資料

本業務に関する関連文書（要請書）をJICA人間開発部保健第一グループ保健第一チーム（TEL:03-5226-8382）にて配布します。

- ・要請書

・研究概要資料

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度のため、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする。
- ② SATREPSに関する評価分析の業務経験があればなお望ましい。
- ③ 現地業務に先立ち外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録すること。  
現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAトルコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととする。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談のこと。
- ⑤ トルコの治安情勢等の状況変化に伴い渡航が困難と判断した場合、現地派遣を中止とする場合がある。
- ⑥ 本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めない。

以 上